

第3回

政務活動費検討委員会記録

郡山市議会

第3回政務活動費検討委員会

日 時 平成29年4月21日（金曜日）
午前10時02分 ～ 午後0時02分
実会議時間 / 1時間37分

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 なし

出席委員 佐藤 徹哉 委員長 栗原 晃 副委員長
箭内 好彦 委員 蛇石 郁子 委員
飯塚 裕一 委員 折笠 正 委員
佐藤 栄作 委員 山口 信雄 委員
岩崎 真理子 委員 但野 光夫 委員
塩田 義智 委員 近内 利男 委員

欠席委員 なし

説明員 なし

事務局職員 【書記】
議会議務局長 伊藤 栄治 議会議務局次長 伊藤 克彦
兼総務議事課長
総務議事 渡邊 信幸 政務調査係長 佐藤 真人
課長補佐
主 任 吉田 香織 主 査 片桐 智子
主 査 佐久間 智規 主 査 柴田 悠

会議に付した事件

政務活動費の運用における課題について

現地調査の有無

なし

午前10時02分 開会

○佐藤徹哉委員長 それでは、ただいまから第3回郡山市議会政務活動費検討委員会を開会します。

本日、欠席等の届出はありません。

傍聴希望者はありません。直ちに会議に入りたいと思います。

では、委員会記録署名委員の指名を行います。委員会記録署名委員は、委員長において飯塚裕一委員を指名しますので、よろしくお願いします。

それでは、協議に入る前に、前回の委員会での事務局の説明内容に修正があるとのことですので、事務局に説明を求めます。伊藤次長。

○伊藤次長兼総務議事課長 それでは、大変申しわけありませんけれども、前回の委員会の中で、議長会関係の海外行政調査の件があったかと思いますが、その中で、全国市議会議長会のアメリカ行政調査につきましても、平成28年度から廃止になっておりますので、議長会関係の海外行政調査につきましてもは廃止、または凍結という表現の違いはございますけれども、すべて行っていない状況になっておりますので、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤徹哉委員長 それでは、協議に入らせていただきます。

初めに、協議事項1、政務活動費の運用における課題について協議いたします。

まず、前回に引き続き支出時期の考え方、それから、交付方法についての協議に入ります。

初めに、支出時期の考え方について、前回の協議内容を事務局がお手元の資料のようにまとめましたので、内容についてまずご確認ください。

よろしいですか。では、この内容についての修正等も含め、前回の発言者から再度確認の意味も含めて発言を求めます。なお、資料に修正等のない場合、資料のとおりですということの発言のみでも結構です。それでは、よろしくお願いします。

まずは、創風会、近内委員からお願いします。近内委員。

○近内利男委員 支出時期の考え方が1ページ目、交付方法が2ページ目ですが、今は1ページ目の支出時期の考え方だけでよろしいですか。

〔「はい、そうです。」と呼ぶ者あり〕

○近内利男委員 このとおり年度をまたぐものの、支出時期は、取り扱いを慎重にしたほうがいいのですが、今までで支障がないというか、きちんとすれば今までどおりの取り扱いでいいと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 では、次に創風会、山口委員。

○山口信雄委員 私も近内委員と同じように、そのときの流れの中で、お話をしていたと思いますので、統一した取り扱いという意味が、具体的にどういう意味で言ったかというのが、今、

あまり説明ができないなというのが正直なところです。私が多分言いたかったのは、公金の取り扱いになるので、すっきりとした、わかりやすさという意味であり、残念ながらそのときのニュアンスが説明できないのですが、その当時の記憶をもとに、思い出せばよいのですが。逆に、変な話ですが、そのときの話をお聞かせいただくとありがたいのですが。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 そのときの話としましては、年度をまたぐものの支出について、2つのやり方で行っていますという形で説明させていただいたものに対してのご意見でした。取り扱いの事例として、1つ目は、年度をまたぐものを1年目で1度支払って、2年目で支払うという形で、按分して支払うような手法。もう一つの取り扱いにつきましては、年度をまたいだ最終年度ですべて支払うという2つの取り扱いの事例を説明させていただきました。

これに対して、わかりやすく統一した形で取り扱ったほうがよろしいのではないかとのご意見をいただきまして、整理させていただいております。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 山口委員。

○山口信雄委員 今、思い出しました。

それで、2通りのやり方が今あるということですが、明確に支払うタイミングでの処理の仕方がわかっているならば、無理やり統一するほうが、かえってやりにくいということであれば、この2通りでも私は今のところ支障がないと思います。わかりやすくなっているということであれば、それはそれでいいのかなと、今すっきりした頭の中で考えますと、そのように思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 では、次に日本共産党郡山市議団、岩崎委員。

○岩崎真理子委員 私も頭を整理しながら思い出しておりました。支払い時期の考え方と、それから、2の交付方法というのと、今、分けて審議ということですが、非常にバランスがとれないと、時期だけを考え方の中で決めるということもおかしいと思います。

それで、この発言どおりなのですが、この問題については、一番下の欄の無所属の会から出された意見も、全国的には政務活動費の不適切、あるいは不適正支出の問題も取り沙汰されている中で、しっかりとした考え方というのは持つべきだと思っています。

ですので、市民感覚で見る政務活動費の支出のあり方は、そのようにすべきだと考えています。議会だけ特殊というのは是正したほうがいいという、ご意見も出されており、あってはならないと思います。しかし、この政務活動費の支出のあり方が特殊な例になるのかというのは、今後検証し、論議をしっかりしていく必要があると思います。今、議会だけ特殊という例にはなるのかどうかについては、もっと話し合いが必要ではないかと思っています。

私たち市議団の考え方は、これまでどおりでも問題はないと思いますが、見直すべきことがあるのであれば、この話し合いの中で、市民感覚に近づけるということで、後払いがいいので

あれば、その可能性はどうかとは思っています。ただ、2の項目ですのでこれからの審議になるのですが、後払いにするにあたって、具体的にどうなるか、請求をしてどのぐらいの期間でお金が支払われるのか、会派で個人的な立てかえができないような高額な支払いの場合にはどうなるのか、一般的な考え方の中で、かえって議会だけが特殊な支払方法になってはならないと思いますし、もし後払いにしたときの支払いの方法について、事務局ではどのように可能となるのか、期間とか、金額とか、手続の方法とかということでお聞かせいただければと思います。ですから、時期の考え方をまとめる前に、方法についてもぜひ知りたいというのが私たち市議団の考え方であります。以上です。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 他市の事例でのご説明になりますが、今現在、後払いしているところ、例えば京丹後市、あと福岡県のうきは市というところも後払いの方法を導入しておりますが、会派、交付方法につきましては半期ごとに交付するというので、1件ごと支給の形ではなくて、まとめて半期ごとに交付する形があります。他市の事例で検討しているものにつきましては、四半期ごとや、一月ごとという事例で検討しているところもございますが、1件ごとということではなくて、ある程度四半期というような区分で、まとめて交付をしている事例が多いという状況でございます。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 はい、岩崎委員、この辺の話は恐らく前回した上での意見のはずですが。それでもでしたら。岩崎委員。

○岩崎真理子委員 それはそうですが、今のお話を簡単にまとめますと、一定程度のまとまった金額にしてから、実際には支払いますということになるだろうと思います。そうすると、1件1件でないということは、相当の金額になるのですが、それは個人的に会派で支払いをして、立てかえ払いをして、後からお金をいただくことになるのか、業者との関係で四半期待ってくださいということで、支払いは後になるわけでもないですよ。領収証がないと請求はできないので、金額がまとまって、金額を会派で立てかえておくということになるのです。そうすると、かなり無理が生じるかなという思いがあります。

〔「それを踏まえて現状のままということですよ」と呼ぶ者あり〕

○岩崎真理子委員 そうということでの現状。時間かかりましたが、戻りました。以上です。

○佐藤徹哉委員長 それでは、虹とみどりの会、蛇石委員、お願いします。

○蛇石郁子委員 私も前回の資料を見ながら、これだけだったかなと思いますが、今、表明するのは支出時期の考え方でまとまっているこれに対してということですよ。

実際に運用している私たちの考え方と、政務活動費が公表されて、市民の皆さんが見てわかりやすくなっているかという観点も、私はすごく大事にしたいと思います。実際、議員活動がメインなわけで、主と従に分ければ、活動費をきちんと公表していくというのは、議員活動に

伴って、公金の使い方をどうあらわしていくかということになるので、前々から言っているように透明性と、なおかつ市民へのわかりやすさということ、大事にしたいと思っておりますので、ここに書いてあります発言内容の趣旨は変わっておりません。

○佐藤徹哉委員長 では、無所属の会、箭内委員お願いします。

○箭内好彦委員 私は、そもそも企業会計に長年おり、頭がそういう形になっておりますので、基本的には、企業会計というのは一般社会において普通のやり方だと感じております。

私は、ここで論点は2つに分けて考えなければいけないと思いますのは、1つはあるべき姿をまず議論をするということと、もうひとつはそれに則し技術的な処理の仕方を検討するという2つに分けて考えないと、論点がずれてくる気がします。

ですから、ネットでどなたでも見られる状況になった場合、市民の皆さんから見て、おかしいのではないかという意見や会計処理のプロなども見られると思いますので、これおかしいという指摘は必ず来ると思います。その場合、現状に合った考え方でまず考えるべきで、その後、難しい処理はどうしたらいいかということは、別な観点で考えるべきと私は考えています。

ですから、今までのやり方である前払い方法になれていらっしゃる先輩議員の皆さんは、自分ですべて立てかえ払いは難しいというのも実際あると思います。そうした場合は、企業でも出張旅費を先に支払う概算払いや、仮払いの方法をとったりもします。ただし、もちろんそうなりますと二重の手間になります。最初に払って、その後、精算をするという、二重の手間になりますので、そのほうがいいのか、またそれが難しいかどうかということを考えてしまうのかなと私は思っています。以上です。

○佐藤徹哉委員長 今、前回の委員会でご発言いただいた方に自分の発言内容を確認していただいております。ここでまた前回のところまで議論が戻ってしまうのはいかがなものかと思えます。そこはご了承ください。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それを踏まえて、各委員から前回いただいた意見、それから、今、新たに出てきた意見を踏まえ、何かございますか。飯塚委員。

○飯塚裕一委員 私のところはここに書いていないのですが、実際に私も経理をしてみて、3月時期の支出というのは、非常に困っています。例えば新聞代は、3月の末に集金に来て、結果的に3月の新聞代は支払えない。間に合わない。そういうのが年度末には出てくる。そして、年度内集計ということで、3月31日までの領収書に原則的になっているため、基本的に一般の行政の場合は、2カ月ぐらいつれて、4月とか5月に整理をして、年度内処理で、4月、5月に出しても3月までの年度内のものの支出という形を、一般的に整理をして決算をするはずですよ。そのような形でできれば非常にやりやすいのですが、今そこは、恐らく通帳だと3月31日で全部返さなければならない。ゼロにすると、出す金がないのです。新しい年度の金

が入ってきますから、そこから出すと、新しい年度の支出になってしまいます。例えば、前の年度が残っていても、実際支出できない形になってしまう。出せば、新しい年度の分から出す形になってしまう。

前の年度の金が残っていれば、そこで2カ月間、ここで言う整理期間の中で整理をして、これは前の年度の処理ですよ。今度、新しい部分は新しい年度の処理ですよというのはできますが、今の形式でいけば、全部3月31日に今回のように返してしまいますから、不可能です。この部分を実際どうするのか。やる側からすれば非常にやりにくい。前年度の金を残しておいていただいて、2カ月なら2カ月の間に支出をした部分、前年度の残った部分で整理をして、最終的には出納帳を出して形にすると。新しい年度は、新しい年度の部分としてゼロからスタートさせて、4月以降の部分については、領収書月日で全部新しい年度でやっていくとか。

ある程度の決めがないと、非常に会計処理はやりにくいというのが現状なので、その部分をどう考えるのか、これは一般的な行政や一般的な民間企業でやられている形でやるのか、今までどおり3月31日で完全ゼロにしてやるのか、私はしっかり考えるべきことだと思っております。以上です。

○**佐藤徹哉委員長** 今、飯塚委員のお話だと、協議事項を進めた出納整理期間についての部分ありましたが、今お話しさせていただきたいのは、課題事例があった、携帯電話の支出取り扱いについてとか、口座引き落とし等に見られる年度末利用分の年度区分の取り扱いについて、これを、現行のままでいいという意見が前回多かったと思います。恐らく、この中でもそれでだめだという意見は、無所属の会だけだったと思うのですが。この2項目について、現行の取り扱いのままとして、いいかだめかということを決めさせていただきたいです。この件について、もっと意見があれば伺います。意見がなければ現行の取り扱いのままとするか否かで、皆さんにお諮りさせていただきたいです。

○**佐藤徹哉委員長** 箭内委員。

○**箭内好彦委員** すみません、今、飯塚委員のおっしゃった部分にも関係するのですが、やはり自分でも、私の場合は1人ですから、処理する部分というのはそんなに大きいわけではないのですが、やはり経理担当者という立場から言うと、やはり3月31日までに通帳をゼロにするというのは1つのポイントになると思います。

ですから、そこを例えば、個々の部分の規則を変えることは可能なかどうか、事務局にお伺いしたいところがあるのですけれども。それは守らなければいけないということになると、企業会計と同様に2カ月ぐらいの猶予期間を得て、決算月から2カ月以内に処理をすることが可能なかどうか、お聞きしたいのですが。以上です。

○**佐藤徹哉委員長** 佐藤政務調査係長。

○**佐藤政務調査係長** 今の箭内委員からの質問についてですが、出納整理期間を設けるとい

観点からすると、まず、例えば5月末までに政務活動費を支出する方法をとる場合、現在の政務活動費につきましては、条例で議長へ収支報告書等の提出を4月30日までと定めていることから、出納整理の期間を設ける場合は条例の改正が必要になります。

また、5月までに出納整理2カ月分、5月までに整理した後に、事務局に提出された収支報告書等の金額に修正があった場合、郡山市の出納整理期間は5月までということで、過ぎてしまう形になるものですから、こちらの戻し入れにつきましては、雑入等として別枠で取り扱うような形になります。

また、その後の話になりますが、現在は報告書等の閲覧ができる開始時期を議長提出後60日経過する日の翌日として、6月末に閲覧を開始している形になりますが、こちらも出納整理期間に基づいて遅くなるという部分があります。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 ほかにご意見ございませんか。但野委員。

○但野光夫委員 具体的に一つだけ。手引きに書いてあるかもしれないけれども、一つ決めごととして、新聞代みたいに継続してとるものは、年度をまたいでも大丈夫だろうと認識しています。携帯電話などの通信料は利用月ではなく引き落とし月で、請求していることについてこのままでいいと思います。ただ、その引き落とし月が利用月と整合性が合わないことがあり、わかりづらいため、支出調書の電話の書式の中に利用月はいつ、そして支出はいつしたというのが明確にわかる書式にしたらいいいと思います。たしか何月分としかないので、利用月も両方入れられるようにして、利用月はここだから、ここで引き落としているのですよとわかるものにすれば、市民の方がわかりやすいし、私たち経理責任者も処理するときにわかりやすいと思います。月だけだと、どこの利用月か、一々明細まで戻らないとわからないので。技術的な努力で、この課題は解決すべきではないかと思うのですが、どうでしょう、何かあれば。

○佐藤徹哉委員長 今、利用月、支出月がわかりやすいような書式があれば、原則、基本、現状のままでよろしいのではないかというご意見をいただきました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 なしという発言がありましたので、今の課題事例のうち、携帯電話の支出の取り扱いについてと、口座引き落とし等に見られる年度末利用分の年度区分の取り扱いについて、現行のままとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 異議なしと認めます。

では、次に、年度末請求における年度区分の取り扱いについてと、年度をまたぐものの取り扱いについてです。意見が分かれた部分について1項目ずつ協議したいと思います。

まず、初めに、前回箭内委員から出された意見で、3月末までに使ったものは、いわゆる出納整理期間を設け、5月末までに政務活動費から支出するという方法にすべきとの意見が出さ

れました。これについて各委員からご意見等あれば、発言をお願いします。

箭内委員からの補足があれば、説明をお願いします。箭内委員。

○**箭内好彦委員** 補足といいますか、やはり実際やってみてわかるのは、3月末までに使ったものを3月末までに処理するというのは、どうやっても無理があります。ですから、例えば2カ月ではなくてもいいと思いますが、現実的に即した形で、処理する期間というのは別に設けないと、その期間の適切な金額をつかむということがなかなか難しい。企業の場合は、どうしたって税金を払うという形で、厳密にその期間は求められるわけですが、やはり出納整理期間を設けるのが現実的かなと感じます。2カ月がいいかどうかというのは、また別ではあります。以上です。

○**佐藤徹哉委員長** 山口委員。

○**山口信雄委員** 先ほど、今の部分に関して事務局から説明があったとおりで、その期間を設けるとなると、全体的なものがずれ込むことが、想定されるのだなとわかったので、先ほど触れた技術的な部分で明確になるようなものをやっけていながら、支払う時期というのは、やはり動かさないほうがいいと思います。

今、一番、政務活動費に求められているのは明確さで、会計の処理の形を企業会計的にするということだけではないと思います。流れとしては、今のやり方でやっていくのがいいのではないかと思います。どうしても通帳を一度ゼロにするということではなく、それ以上に通帳がわかりにくくなるという可能性があるとは私は考えます。以上です。

○**佐藤徹哉委員長** ほかにございませんか。飯塚委員。

○**飯塚裕一委員** 必ず3月31日にゼロにしなければならないのかなと思います。1カ月ぐらいずらせば、3月分で残った分を4月に処理をして、整理ができる。丸々何カ月もずらせというわけではなくて、3月分で残ったものを処理できるといいなと思います。その辺ずらせるのか、ずらせないのかと。ずらすと余りにも大きな問題があるという場合には、課題になるけれども、事務局の手間とか、あと、ほかへの影響も含めて可能なかどうかという、そこも含めて意見と質問です。

○**佐藤徹哉委員長** 佐藤政務調査係長。

○**佐藤政務調査係長** こちらの取り扱いについて、支出の部分をずらすことによって、ある程度支障が出る部分もございます。

現在の取り扱いは、根幹となる部分で、3月末までの領収書というくくりでやっているのを4月の領収書も入れた場合、先ほどの電話代の支出も区分的にまた考え方が変わってくるといいう支障がでてきます。2月に利用した分、4月に請求したという分も、これは出納整理を求めて、その期間の考え方をきちんしていけないと、例えば年度内に使ったものだから、出納整理期間の4月に支払いましょうと言われても、電話の請求はなかなか難しい部分がある。3月

利用した分の請求を1カ月だけずらすといっても、4月に来ないで5月と。その線引きの考え方はしっかりしていかなければならないと思います。

これまで私どもの認識としましては、郡山市は現金の支払いの部分で整理しているということで、3月31日までの領収書で線引きしているという認識でございました。ただ、これは考え方であり、今、先ほどお話がありました箭内委員と飯塚委員からの考え方をしっかりしていけば、技術的には、あとは出納整理期間をどのように取り扱うかという部分はありますが、4月に出納をずらした場合は、4月分はどこまで見るのかというしっかりした考え方が必要になってくるとい認識でおります。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員、よろしいですか。

○飯塚裕一委員 基本は3月31日までの領収書ですね。あくまでも、領収年月日がポイントです。そして、この3番にあるように原則請求があった年度内の支払い、請求日が3月である場合、その年度の政務活動費から支出。この3番は領収書なしでも支出できることであれば、その辺の部分で請求があった部分、年度内に支払って後から領収書を張りつける形になるのかな、ここは。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員、少し発言を整理してからお願いいたします。

その前に、長時間にわたりましたので、1回休憩入れたいのですがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時51分 再開

○佐藤徹哉委員長 再開します。今新たに、5月末までの出納期間を設けるべきということについてご意見がなければ、挙手により賛否を問いたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 異議なしと認め、採決いたします。

5月末までの出納整理期間を設けることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐藤徹哉委員長 賛成少数であります。よって、5月末までの出納整理期間は設けず、現行どおり出納整理期間は設けないことと決しました。

では、次に支出時期の考え方についてのうち、前回、山口委員から出された意見で、年度をまたぐものについての取り扱いを統一すべきとの意見について協議いたします。

現状としては、年度ごとに分割して支払いする方法と、成果確認後にすべてをまとめて支出する方法の2つの方法がとられています。この取り扱いをどちらかに統一すべきとのことです

が、この意見について各委員からご意見があれば、発言願います。山口委員。

○山口信雄委員 先ほど冒頭でもお話ししたように、方法はこの2通りありますが、結局まとめて払う場合もあるし、やはりきちんと線を引いて、その年度で支払ったもの、それで残った部分は後の年度で払うということであっても、しっかりと明確化されているので、これは支払いの方法が2通りあっても、これは紛らわしいということではないと思います。きょう話を聞いて頭が整理されたので、改めて私はそう思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかに意見ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、意見は現状のままでということで、統一すべきという考え方を示した山口委員から説明を受けた中で、やはりこれは両方必要だという、現状のままでいいのではないかという意見が出ましたが、支出時期の考え方について、年度をまたぐものについては、統一せずとも年度ごとに分割する方法と、成果確認後まとめて支出する方法と、両方認めるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 異議なしと認めます。

それでは、続いて交付方法の協議に移ります。こちらも前回の協議内容を事務局がお手元の資料のようにまとめましたので、まずは内容についてご確認をお願いします。

では、よろしいですか。それでは、この内容についても修正等も含め、前回の発言者から再度発言を求めます。なお、資料に修正等ない場合、資料のとおりですという旨の発言で結構です。それでは、指名していきます。近内委員からお願いします。

○近内利男委員 交付方法については、前回3月17日の第2回政務活動費検討委員会の資料の中に、後払い方式という議論の提案がありましたけれども、創風会としては現行の取り扱いでよい。理由としては、現行の取り扱いで何か不都合があるの。現行の制度のままでいいと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 栗原副委員長。

○栗原 晃副委員長 私も現行のままでいいと考えております。ここに書いてあるとおりです。後払いにすると、議員活動に制限というか、制約が生まれるのではないかと考えていますので、現行のままでいいと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 ここに書いてあるとおりです。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 このとおりです。

○佐藤徹哉委員長 では、岩崎委員。

○**岩崎真理子委員** こういう問題がまず、話し合いが必要という意見が出された経緯も、大事にしなくてはならないと考えています。それが、公金の使い方を郡山市議会の中ではどうなのかということが、クエスチョンマークが多いということであれば、これは検討が必要だと思いますが、現段階ではそういうことではなく、きちんと情報公開をし、領収書添付もしてきて、今後はウェブでの公開を積極的に議会側から示すことを話し合いの中で決めてきました。

ですので、先払いの方法ということでは決してないと思います。一旦預かってはいますが、手元に公金として預かっているのであって、そこから領収書が来て、立てかえがあり、それをいただいたときに、会派の会計担当がその方に後からお支払いをするという処理が帳簿の中でもされてきたと思っています。ですから、そのあり方に疑念があれば、そういう声に応えなくてはならないと思いますが、その方法についての疑念がどの程度かというのは、私たちの会派のところには余り届いていないのですが、どうなのかなという思いはあります。

しかし、この話し合いの中で、今までの各会派の意向と具体的なやり方について報告等いただく限りにおいて、方法もこれまで同様でいいと考えております。以上です。

○**佐藤徹哉委員長** 次、蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** このままで結構です。

○**佐藤徹哉委員長** では、箭内委員。

○**箭内好彦委員** 私もこのままで。

○**佐藤徹哉委員長** それでは、それを踏まえて、ほかにご意見はございますか。但野委員。

○**但野光夫委員** 無所属の会の方のご意見が一つだけ違うわけですよ。前払いはいかんと、後払いにすべきであるというご意見ですが、今聞いていただいたとおり、複数の人数のいる会派では、経理責任者がしっかりと管理し、また会派の会長とともにやっているわけです。したがって、決して前払いなどされていないのです。こういうもの欲しいから3万円貸してと言って、出しているわけではないですよ。すべて領収書とともに立てかえてもらったものを払っておりますね。

ただ、1人で運用されている方にとっては、自分自身が管理する、自分自身のことになりますよね。箭内委員自身が感じているのかもしれませんが、だれからも制約をされないと。ですから、1人で年間120万円が通帳に入ってきて、さあ、これをどうしようと思われているのであれば、それは複数の会派には当たらない意見であると、私は思います。それだけ申し添えて採決としてほしいと思います。以上です。

○**佐藤徹哉委員長** 箭内委員。

○**箭内好彦委員** 今、但野委員がおっしゃったのは、そのとおりだと思います。会派に先払いされる方法は、現実的に先払いのやり方ではないことを、これからウェブ公開に当たって市民の皆さんにはきちんと発信していかなければいけない部分ではないかと思います。それをよろ

しくお願いしたいと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 では、意見は出尽くしたと思いますので、まとめますと、現行どおり会派に対して前払いを行うということでよろしいでしょうか。

〔「前払いではなくて」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 前払いではなくてね。現行どおり会派に対して交付するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、進めます。前回からの協議事項である支出時期の考え方と交付方法について、以上のとおり協議を終了したいと思います。今回の協議の中で出された取り扱いのわかりにくい部分については、政務活動費の手引に事例や補足説明等を掲載するのがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、そのように進めます。

それでは、次に旅費の支出についての協議に移ります。

これは、経理責任者に対して事務局から出された項目ですので、まずは事務局に説明を求めます。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、協議事項（１）のイ、旅費の支出について、配付させていただきましたA４の資料１と、その後ろにつけさせていただきました新聞記事資料により、説明させていただきます。

資料１の構成としましては、前回と同様、検討の内容、課題の事例、現行の取り扱いという形で構成した資料としております。

旅費の支出についての検討の内容としては、旅費に関する運賃、宿泊費等の領収書添付や日当の考え方等の整理という内容であります。

初めに、資料１の後ろにつけさせていただきました新聞記事をごらんください。

この新聞記事には、議員視察時の日当は旅費とは別で領収書不要と見出しにあるよう、議員視察時の旅費に関しての記事が掲載されております。領収書添付等の検討が必要という点、また、日当に関して、今後の取り扱いについての適否について検討が必要という点がございます。

なお、領収書の添付に関しては、そのまま内容がわかりやすいと思いますが、日当については、この新聞記事の中に、仙台市の日当は視察先での交通費や飲食代とのコメントにありますように、日当は視察先における交通費及び諸雑費という意味のものでございます。

資料１に戻っていただきたいと思いますが、課題の事例等として、初めに１として、旅費の計算について挙げております。現行の取り扱いになります。現在本市議会では、旅費に関し

ては、職員の旅費に関する条例に準じた取り扱いとしており、条例に準じ交通費を計算し、算定します。宿泊費については定額で算定しております。また、領収書については、航空運賃のみ添付という取り扱いをしております。

続いて、2の日当の取り扱いについてですが、こちらの現行の取り扱いについては、職員の旅費に関する条例に準じて、交通費、宿泊費に加え、日当を定額支出して取り扱っております。

最後に、3のキャンセル料の取り扱いについてですが、こちらの現行の取り扱いとしては、合理的な事由によるとし、その場合、キャンセル料が生じる分及び返金不可能な分のみ対応し、取り扱っております。

旅費の支出についての説明は、以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 事務局の説明が終了しました。委員各位の発言を許します。近内委員。

○近内利男委員 事務局に質問ですけれども、キャンセル料の取り扱いについて、この合理的な事由というのはどういう事由ですか。例えば、2日前に自分の親が死んだと、これはどうしようもないというか、視察には当然行けない。今まではすべて自己負担で返していました。このキャンセル料の取り扱いで合理的な事由や、キャンセル料を自己負担となる場合、政務活動費から支払える事例を整理して教えてください。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 こちらにつきましては、あくまで合理的な判断という部分も含めて、議員の説明責任という部分が生じますので、最終的には議員の判断にはなります。ただ、事務局としてもご助言的に、この場合はどうですかという部分はあります。今ほど近内委員からご発言がありました親族の葬儀の部分はやむを得ない事由という部分もあります。

ただし、これにつきましては、判例が分かれている部分もあります。あくまで郡山市の考え方として整理していく必要があるという部分で、こちら課題の事例等としてございます。認めていないという部分の判例もありますし、認めていると、やむを得ないという部分もあります。この部分に関しましては、最終的には最高裁の判例が出ないと確定にはならないものですから、あくまで判例は分かれていると。郡山市はこのような形で今取り扱っているという状況でございます。以上です。

○佐藤徹哉委員長 近内委員。

○近内利男委員 判例も分かれるというくらい、その市によって取り扱いが分かれるということなので、手引きなどにいわゆる自分ではもうどうしようもできないこと、例えば、今言った親族の死亡とか、あとは法定伝染病にかかって出入り禁止のように、自分ではどうしようもないという事由などを手引に例示して示されたほうが、わかりやすいのではないかと思いますので、3のキャンセル料のところの合理的な事由などは、次回でもいいですけれども、どういうことが考えられるのかというのをこの委員会でも話をして、手引きに示していったほうがいい

のではないかと思います。3について意見は以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。佐藤委員。

○佐藤栄作委員 意見ですけれども、変えるとなるとそういう部分が支障を来して、全部条例を変えないとだめですよ。私はこの1と2について今の現行で支障がないと思っているので、現行のままでいいと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 折笠委員。

○折笠 正委員 私も、この旅費の計算については現行のままでいいのではないかと考えています。以上です。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 旅費の計算についてですが、郡山市の場合、日当は定額支出というのは、具体的に幾らなのかお伺いしたいのと、それから、キャンセル料の取り扱いについては、具体的に郡山市の場合、そういったケースがこれまであったかと思うのですが、そうした場合は、個人の負担でお支払いしなければならなかったのか、ほかの方法をとることができたのかについて教えていただきたいと思います。

それから、条例にかかわることなのですが、例えば職員の旅費に関する条例に準じるとなっているわけですが、恐らく乗り物を利用する場合、郡山市では市長や職員もグリーン車を使わないと思いますが、議員はグリーン車を利用するというのが、これまでのところでずっと残されてきているわけですが、この辺の認識はどうなのか、今、私が話したとおりなのかということ、教えていただきたいと思います。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 まず、日当、具体的な金額につきましては、特別職ということで1日3,000円という金額になっております。

続いてキャンセルの事例ですが、やむを得ない事由としてキャンセルした場合はございます。その場合は、先ほど少し話の中でさせていただきましたが、議員の判断でやむを得ないということで、政務活動費で一部支出した事例もありますし、こちらは自分が責任もって払うということで、政務活動費で対応しなかった事例もございます。

条例についてですが、こちらは条例の定めとしては、距離の規定に制限はございますが、グリーン席は今現在も特別職、市長も含めてグリーン席を利用できる状況でございます。以上です。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 旅費は決まった額なので、そのままでいいと思います。こっちで計算すれば出てくる額だからね。

グリーンについては、私どもの会派は東京、200キロは使わないとか、何か会派で決めて

いますけれども、大卒の取り決めは、市長等の特別職の旅費規定に準じていていいのではないですか。今、岩崎委員からあった市長がグリーン席に乗らないというのは、市長の個人的な話で、市長は時間に制約されるのは嫌なため、別に立派な椅子に座るとか座らないということではなく、時間を決めて乗るのが嫌なの。だから、さっと行ったとき走ってきたものに乗るから、基本的にグリーンに乗れないですね、予約していないですから。と、私は伺っていますし、そういう市長だよなど。だから、市長も別に条例は変更していないし、自分ではない市長が来れば、またその人の考え方で、できるだけ幅があるものにしてあげばいいのではないですかという考え方かなと思います。

今のシステムで十分やっていけると、このように思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 蛇石委員。

○蛇石郁子委員 旅費関係は、前の検討委員会でも審議されて、前に意見を言ったことがあります。旅費計算は、ここに書いてあるとおりに、職員の条例に準じてとなっています。準じていないですけれども、領収書が航空料金のみ添付と書いてあるところは電車、新幹線等のその領収書も私は必要だとは思っておりますので、航空運賃のみ添付するのではなくて、鉄道のほうの領収書も必要だと思っています。

日当の取り扱いについては、私は原則、基本的に日当はなしで行っていただきたいという市民からの声を聞いています。というのは、やはり報酬をいただいていますので、それで十分ではないかという意見をいただいております。

キャンセル料の取り扱いは、皆さんの意見がありますように、今後合理的な事由の中身を検討していく方向でいいと思います。

○佐藤徹哉委員長 近内委員。

○近内利男委員 この辺については、私も結論的には、現行のままでいいと思います。というのは、議会基本条例を定めるときのいろいろな経過もありますので、これは選挙前の前期の議論でやりましたけれども、議会基本条例をつくる時も鉄道運賃の考え方もあって、選択の幅はあったほうがいいのではないかと。例えば今、議員に妊婦や障がい者はいませんが、車椅子で衆議院議員になった方もいらっしゃいますし、そういう妊婦とか障がい者の議員が出た場合、また条例変更をしてというようなことも必要になってくるので、現行のまま選択肢が広いほうがいいのではないかと思います。

旅費について航空運賃のみ添付というのは、いわゆる鉄道の場合はもう決まっていますよね。鉄道やバスの運賃の場合は、割引というのは考えられない。ところが、航空運賃は格安航空運賃などがあって、路線が福島、札幌といっても、値段に違いがあるから、航空運賃は領収書添付になっていると理解したのですが、事務局、これ、航空運賃のみ領収書添付の考え方は、なぜでしょうか。現行で私はいいと思います。以上。

○佐藤徹哉委員長 どうして航空料金の領収書だけ添付するようになったのか、経緯の説明を求めます。佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 あくまで郡山市の職員等の旅費の取り扱いに準じて、郡山市の職員も飛行機を使う場合は、近内委員のお話のとおり、金額の幅が大きいという観点からか、領収書の添付が義務づけされております。これにあくまで準じた形で取り扱うような形をとっております。以上です。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 うちの会派で福島空港の件で質問が出ました。福島空港が今の状況では使えないと話がされていると。これ、いかなる経過で福島空港が使えなくなっているのか。あと2点目は、市の条例がきちんとあるわけですけれども、うちの会長は、議員のきちんとした旅費規定があったほうがいいのではないかと話しておりました。全体としては、市の職員の条例とか、規則に基づいてということでしょうか、議会としてもきちんと持ってやるべきではないかという意見です。現在できていないということは、必要ないと今まで判断をされてきたということだと思いますが、今まで議論、検討されてきたのかということも含めて、少しお話を伺えればと思っております。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 旅費の規定を議会としてつくるかどうかという話し合いは、これまでは出ていなかったという認識でございます。

福島空港の利用についてですが、まず認識として、私どもは、このような問い合わせがあったときに福島空港の利用はだめですよという答えはしたことがない認識であります。あくまで旅費の行程上、福島空港を使っていくという部分で活用であれば、それはそれで大丈夫です。以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございませんか。近内委員。

○近内利男委員 もう少し詳しく説明されたほうがよろしいのではないかと思ったのは、福島空港利活用活性化の点から、大いに使ったほうがいいと思います。ただ、こういう事例はだめですよというのは、福島空港から伊丹に飛んで名古屋に戻る、いくら活性化だとしても、これは鉄道で行くほうが合理性があるでしょうということなど。福島空港を使える場合はこういう事例です。例えば伊丹に行って広島に行くと。あと、日本海側の敦賀のほうに行くという場合はそう行って、あとは伊丹に行ってそれで乗りかえて九州に行く、沖縄に行くとか、直行便がないものだと、乗り継ぎで行く場合は利用できるかということのように、だめな例示といい例示等も示したほうが、先ほどのキャンセル等の合理的な事由と同じように、活性化で大いに福島空港を使ってほしい、こういう行程の場合は使えるというのを積極的に例示して、利用促進につなげたほうがいいと思いますが、いかがだったでしょうか。私の記憶ではそのような扱いだっ

たと思います。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 近内委員のおっしゃるとおりで、福島空港につきましては利活用の推進ということで、職員も福島空港の利用も可能でございます。実際に使って伊丹まで飛んで、乗り継ぎ割という部分もございますので、この利用は可能と認識しておりますので、こちらの例示につきましては、別途検討させていただければと思います。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございませんか。岩崎委員。

○岩崎真理子委員 決をとる前に意見を申し上げたいと思います。

旅費の計算については、これは以前からも話をしていたのですけれども、議員が移動する場合、指定席があればそれで十分でしょう。グリーン車に乗る必要はないというのは、市民生活を考えた場合に、どうしてもこれは議員だからということで、そこにいつも変わらずにということでは決していないので、見直しが必要であると思っています。

それから、日当の取り扱いについてですけれども、後ろに資料をつけていただきましたけれども、日当を支出していない議会があるわけで、それで、これも特別職で3,000円が定額ということについて、例えば現地での交通費等がかかるという場合がありますよね。そうした場合には、実費で計算をして支出も可能になればいいわけであって、日当からというのは厳に控える方向だというのが、全国の流れであると思います。

それから、キャンセル料の取り扱いについては、さまざまなやり方があって、1つの方法ではないことを、郡山市議会は処理をしていることをご説明いただきました。いろいろな方法がとられる可能性があることが残っていればいいと思っていますので、合理的な事柄によればその処理は可能ですから、これはいいと思っています。以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにご意見ございますか。なければ、意見が統一されておりませんので、これは採決せざるを得ないと思います。

まず、旅費の支出について現行の取り扱いでいいという意見は多数ありました。変更には条例の変更などを伴うので現状のままにしたいと。グリーン車についても個人の判断で対応すべきもので、幅のある判断が必要であるなどの意見がありました。

また、反対側の意見としましては、指定席があればそれに見直していくべきであるという意見もありましたし、領収書も鉄道も必要ではないかという意見もございました。

そこで、現行の取り扱いから実費による計算に変更することについて、挙手により採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 なお、実費による計算に変更した場合、日当は支出しないということになります。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 つまり、規定にのっとらない実費精算だから、今の規定によっては出されなくなりますということです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 ご異議なしと認め、採決いたします。

旅費の支出について実費による計算に変更することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐藤徹哉委員長 賛成少数であります。

よって、現行どおり職員の旅費に関する条例に準じて計算することと決しました。

さらに、旅費の支出について、日当を支出しないことについて、挙手により採決したいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 ご異議なしと認め、採決いたします。

旅費の支出について、日当を支出しないことについて、賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐藤徹哉委員長 賛成少数です。現行どおり日当を支出することに決しました。

次に、旅費の支出について、キャンセル料の取り扱いは、現行どおり合理的な事由によるキャンセルが生じる分のみ対応するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 異議なしと認めます。

5分間の休憩をとります。

午前11時32分 休憩

午前11時38分 再開

○佐藤徹哉委員長 再開します。

では、協議事項（1）のウ、視察報告書についてです。

こちらで経理責任者に対し、事務局から出された項目ですので、まずは事務局に説明を求めます。佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、協議事項（1）、ウ、視察報告書について配付させていただきましたA4の資料2と、その後ろにつけさせていただきました新聞記事資料により説明させていただきます。

視察報告書についての検討の内容としては、視察時の報告書の作成者に関する考え方の整理という内容でございます。

初めに、資料2の後ろにつけさせていただきました新聞記事をごらんください。この記事には、視察報告書についての掲載があり、議員個人の視点で作成をすべきとの考えがあり、報告書の添付方法について検討が求められている点がございます。

資料2に戻っていただきたいと思いますが、課題の事例等としては、郡山市議会ではございません。現行の取り扱いになります。視察者のうち1名が報告書を作成しているような取り扱いをしております。視察報告書についての説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 ありがとうございます。

ここでの論点は、現行どおり代表者が作成するか、現地視察に行った全員それぞれが作成するかということになります。

委員各位の発言を求めます。但野委員。

○但野光夫委員 私、これは技術的な問題だと思うのです。以前、私の会派でも同じ場所に4人で行っても、一人ひとりが申請書を出して、あれ複数書けるにもかかわらず一人ひとりがやっていた時期もあったのです。そうすると、この記事にあるように、一人ひとり出されているものの報告書が、すべて同じもののコピーが挟まっていたと。

最近、うちの会派もそれはよくないねということで、みんな一緒に行って、聞いていて、1回行くと3つ4つ聞いてくるから、この単元はあなた、この単元はあなたと報告書を書いています。そうすると複数、3人、10人ぐらい書くため、複数で1つの精算だけにして、その1つの精算の中に各テーマの報告を分担して入れている状況です。そうすれば、同じところに行ってコピーが発生しないと思うのです。

これは、従前の一人ずつやっていたからコピーが発生して、同じもの出てくると言われるけれども、そもそも団体で行った場合は、その視察を1つのくりにしてしまえばコピーなど出てこないのです。そういう方式にするほうが画期的で、そこにまた改めて、同じテーマについて、例えばうちだったら4人で行ってみんな、同じ考えはしないけれども、それぞれいろいろな質問をしたことを報告書に書きますよ。みんな帰ってきてから、3日もすればいろいろ考えも変わるだろうけれども、一緒に聞いているわけだから、同じ認識になり、似たようなことを書くことになることに間違いはないですね。だから、そう考えるとこのやり方なのだろうと思います。1人で行ったときは、当然自分一人を書くわけですからね。と思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 会派で話し合いました。会派で前に行ったときには、やはり会派として行った人の意見をすべて聞いて、それをまとめて1つの報告書にするのが妥当であると。個人で行った場合は、当然個人が書いて出すべきであるというのがうちの会派の考え方です。以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかに。

〔発言する者なし〕

○佐藤徹哉委員長 要約すると、会派で行っているのが会派の意見として、だから1人が書いたというのではなくて、会派の意見として1通提出できていればオーケーという考え方ですよ。ほかに。近内委員。

○近内利男委員 似たようなことですが、これ1名が行って報告書作成というのも、実態的には報告書、だから視察時の報告書の作成に関する考え方で、視察に行ったテーマ別に、1人で行っても10人で行っても、そのテーマに対する報告書として整理すればいいと思うのですよ。2人で書きたければ2人で書いてもいいし、10人いても。

だから、報告書の添付、むしろ報告書はもちろんですが、そのときの名刺とか、あと写真とか、そういった視察時に必要な提出物ということで整理したほうが、報告書だけに限らず、そうしたら私はいいと思います。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。蛇石委員。

○蛇石郁子委員 各会派で視察の報告書は出されていると思います。それで、それぞれの会派で工夫しながら、先ほど公明党からもお話もありましたし、近内委員からもありましたように、各会派で、どういう報告書にしようかということを検討されて、それぞれの記述が違っていたり、見方が違う点、同じ点、さまざまあると思います。

一般の市民の人が、どんな使い方をしているの、報告なのと見た場合、行った方どの視点で見ているのかとか、どういうところに郡山市との違い、あとはこれからの政策に生かしていけるのだろうかとか、さまざまな個々の考え方がなるべくわかったほうが、より市民と議会と議員というのが身近になってくる可能性はあると思います。

今までやってきたことを踏まえながら、やはり市民の意見ができるだけわかりやすい形で反映できるような報告書を目指していくという、その向かっていく方向もすごく大事だと思っていますので、今までどおりでいいんだ、それだけではなくて、やはり報告書を見たときに、市民の皆さんに対しての報告書でもあると思うので、なるべく個人の視点で作成をと新聞の見出しにもありますように、やはりその辺の視点をぜひ反映させる形の報告書をつくってほしいなど。私も私自身もそう心がけていきたいと思います。

○佐藤徹哉委員長 折笠委員。

○折笠 正委員 我々の会派でも行政視察の場合は、それぞれの行く場所において、ある程度担当を決めて報告書を出しましょうという形なのですが、担当が一方的に書くというのではなくて、書いた後にある程度皆さんに閲覧していただいて、あと意見とかいろいろなものを入れてもらうという形にして、それで会派として報告書を出していますので、やはり会派として統一的な報告書を出すことのほうが、逆に私は意義があると思いますので、現状のままでいいと思います。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 公金でいろいろな調査で使われる費用の報告ということですから、何人でもだれが行ったとか、それからどういう研修の目的で行ったとかということが、一から十まで全部書かなければならないということではなくて、まとめて市民の皆さんが見たときに、わかりやすい形で報告がなされているということが、一番大事なことだろうと思いますし、公正にきちんと、こういったことを学習してきたのですということがわかる内容であれば、現在の形でいいと思います。

それで、各会派のまとまった人たちでの調整、調査であるならば、その人たちで話し合いをして、ここを報告しようとか、こういう目的だったからとかということで、書いたものも行った人たちで確認の上、報告書として提出するというのは当然のことだと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 視察報告書についてたくさん意見が出ました。同じ者が会派で行っているのだから、会派の意見を要約したものを提出するべきという意見が最も多かったことと、工夫しながらどのような視点で見ているのか、市民に向けてわかりやすい報告書を作成してほしいという意見もいただきました。

こういった中で、視察報告書については、会派の研修内容を会派の報告書として1通作成し、添付するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 ご異議なしと認め、そのように決めます。ありがとうございました。

次に、協議事項（2）のその他に移ります。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、事務局から何かございますか。佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、事務局から領収書のウェブ公開について、配付させていただきましたA4、2枚の資料により説明させていただきたいと思います。

前回、他市の政務活動費領収書のウェブサイトでの公開について紹介させていただきました。今回、本市で予定している政務活動費領収書のウェブサイトでの公開について、大きく2つの方向で資料をまとめております。

1枚目でございますが、政務活動費に関して用途別に整理し、公開するものであります。こちらは技術的な部分を踏まえて、調査研究、研修費の区分と、広報広聴費の区分とその他の区分との大きく3つの用途に分けて、領収書を公開するイメージでございます。次に、2枚目でございますが、こちらは月別の区分として4月から3月までそれぞれ、月別に区分して公開するようなイメージのものでございます。

他市の事例でも、こちらの大ききは2つのバージョンでやっている事例に分かれておりますが、こちらの2つのイメージのどちらかでウェブサイトでの公開の作業を進めさせていただければと考えております。説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 今、事務局から説明がありました。

大きく分けて2パターン。用途別にアップするか、月別にアップするかといったところですので、どちらがいいかという話です。その辺について意見をいただければと思います。

暫時休憩しましょうか。

午前11時53分 休憩

午前11時58分 再開

○佐藤徹哉委員長 再開します。

それでは、今、用途別バージョン、月別バージョン2つの説明を受けましたが、どちらがいいか、皆さんのご意見をまず拝聴したいと思います。

ご意見ある方、挙手の上、発言をお願いします。但野委員。

○但野光夫委員 用途別でいいのではないですか。

○佐藤徹哉委員長 では、今後のバージョンアップも含めていけば、用途別のほうが望ましいと。岩崎委員。

○岩崎真理子委員 初めてのことから、まずはやってみるという、この努力に市民の皆さんには理解をいただくということで、この提案では用途別で3つにくくる話をいただきましたが、やってみて今後必要であれば、3つではなくてもっと小分けにその他もするとかという工夫なども可能になれば、改めて必要に応じてまた充実を図るという考え方ではどうでしょうか。以上です。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 ウェブ公開では、支出調書までPDFで出てくるとなると議員氏名はバツになっているけれども、これは消されるの。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 失礼しました。議員氏名を消すというイメージではなくて、名前がバツバツさんというイメージです。あくまでウェブ公開で消去する部分に関しましては、個人情報に該当する部分等を黒塗りで行うような形になりまして、議員氏名等は公表という形です。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 このまま出てくるのだね。そうすると、今度PDFで名前まで見られるということは、但野光夫と検索すると、ぱっと見られるようになるということ。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 こちらにつきましては、文字検索の範囲が手書きをどこまで読み込むかという課題がございまして、手書きの部分に関しては読めない部分もあるようですので、ここは課題としてございます。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 なるほど、手書きまでスキャンできるのですね。わかりました。以上です。

○佐藤徹哉委員長 それでは、何に使うかがわかりやすいという意見であったり、今後のバージョンアップが期待できるという意見であったり、見やすさという面ではというような意見もあった用途別バージョンを用いて、ウェブ公開することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのように決めさせていただきます。それでは協議事項を閉じます。大きな項目の3、その他。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、ないようですので、次回の委員会の日程についてお諮りします。次回委員会を5月26日金曜日、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、次回5月26日金曜日、午前10時から開催します。

なお、次回の当検討委員会においては、按分の考え方について、現金以外の取り扱いについて協議をしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 異議なしと認めます。

なお、開催通知については、後日改めて事務局より発送いたします。

長時間になりました。以上で本日の政務活動費検討委員会を終了します。

午後 零時02分 閉会

ここに署名する。

郡山市議会政務活動費検討委員会

委員長 佐藤 徹哉

副委員長 栗原 晃

委員 飯塚 裕一